

Weekly Report

第303号
平成27年3月9日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

申告内容に誤りがあった場合などQ & A

平成26年分の所得税と贈与税の確定申告は、3月16日が申告期限となります。

Q. 提出した申告書の誤りを期限前に見つけた場合は？

A. 申告期限内に確定申告書が同じ人から複数提出された場合は原則、最後に提出された申告書が取り扱われるので、訂正した申告書を再提出します。

Q. 期限後に申告書の誤りを見つけた場合は？

A. 誤りにより納める税金が多かった場合や還付される税金が少なかった場合は「更正の請求」という手続を行うことで税金が還付されます（更正の請求ができる期間は原則、申告期限から5年以内）。

一方、納める税金が少なかった場合などは「修正申告」を行い足りない税金を納めます（延滞税が課せられます）。なお、税務署の調査を受けて修正申告をした場合は、過少申告加算税が課せられます。

Q. 申告を忘れて、期限が過ぎてしまった場合は？

A. 期限後申告の場合、無申告加算税（50万円ま

で15%、50万円超の部分は20%）が課せられますが、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合は5%です。なお、一定要件（期限内に全額納付しており、自主的な申告が期限から2週間以内に行われている等）を満たす場合は課されません（27年度改正により要件が一部緩和されます）。

Q. 申告書を3月16日に郵送した場合、間に合う？

A. 郵便（第一種郵便物）または信書便で税務署に送付した場合は、消印（通信日付印）に表示された日付が提出日とみなされます（それ以外は、税務署に到達した日が提出日）。

なお、e-Taxの場合は3月16日24時を過ぎて受信されたデータは、期限後の提出となります。

27年度保険料率は例年より1ヵ月遅く適用

主に中小企業が加入している協会けんぽ（全国健康保険協会）の27年度の保険料率が決定し、健康保険料率については、全国平均で10%に据え置きとなりましたが、都道府県ごとの料率は変更が行われています（据え置きの地域もあります）。

また、40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する介護保険料については、全国一律で1.58%（現行1.72%）に引下げられることとなります。

なお、衆議院の解散により政府予算案の閣議決定が遅れたことから、27年度の健康保険・介護保険料率の改定時期は、例年より1ヵ月遅い4月分（5月納付分）からとなります。

東日本大震災から4年、改めて防災対策を

東日本大震災から4年が経とうとしています。

自然災害を未然に防ぐことはできませんが、被害を最小限に減らすためにも、家具などの転倒防止、食料など非常用品の準備、避難経路の確認、安否の確認方法などをはじめ、応急手当や消火器の使い方を身につけることなども大切です。

企業では、被災した場合に中核業務をできるだけ短期間で復旧させるための「事業継続計画（BCP）」の策定が重要となりますが、無理なく運用でき、実施可能な取組であることが大切です。